

インスパイア国際特許事務所

〔特許制度基本情報－韓国〕

〔概要〕

最新の特許法は、改正特許法(2016年3月29日公布)(2016年6月30日施行)ですが、一部改正法が2016年2月29日付けで公布され、2017年3月1日以降に施行予定になっています。

〔特許要件〕

1. 保護対象

発明は、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と定義されています(2条1号)。

2. 産業上の利用可能性

発明は、産業上利用することができるものでなければなりません(29条1項柱書)。

「産業」とは、最も広義に解釈され、有用かつ実用的な技術に属するすべての活動を含みます。

3. 新規性

発明は、新規性を有するものでなければなりません(29条1項柱書)。

新規性がない発明は、以下の通りです(29条1項1号、2号)。

(1) 特許出願前に、国内又は国外において、公然知られ又は公然実施された発明。

(2) 特許出願前に、国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明。

4. 拡大された先願の地位

特許出願に係る発明が、当該特許出願の日前の特許出願であって、当該特許出願後に出願公開若しくは登録公告された他の特許出願に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案と同一であるときは、その発明については、特許を受けることができません(29条3項)。

ただし発明者同一である場合又は出願人同一である場合を除きます(29条3項)。

5. 進歩性

発明は、特許出願前に当業者が、公知若しくは公用の発明、又は文献若しくは特定の電気通信回線に開示された発明に基づいて、容易にすること

ができたものであってはなりません(29条2項)。

6. 先願主義と二重特許の禁止

同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の出願人のみがその発明について特許を受けることができます(36条)。

7. 不登録事由

他の登録要件を具備する発明であっても、以下のものは、特許を受けることができません(32条)。

- (1) 公共の秩序又は善良な風俗を乱す発明
- (2) 公衆の衛生を害するおそれがある発明

〔特許出願〕

1. 概要

(1) 出願書類

特許出願には、以下の書類を含めなければなりません(42条)。

- ① 願書
- ② 明細書(請求の範囲を含む)

ただし、請求の範囲は、出願時には省略し、出願後の補正により明細書に含めることができます。

- ③ 必要な図面
- ④ 要約書

(2) 出願言語

出願書類は、原則として韓国語で記載しなければなりません。

ただし、英語で記載することもでき、この場合には優先日から1年2以内に、韓国語の翻訳文を提出しなければなりません(42条の3、規則21条の2、規則21条の3)。

2. 主たる出願書類の内容

(1) 明細書

明細書には、以下の内容を記載します(42条2項)。

- ① 発明の説明
- ② 請求の範囲

(2) 請求の範囲

請求の範囲には、保護を受けようとする事項を記載した1つ以上の請求項を含めます(42条4項)。

① 請求項は、以下の各号に該当するものでなければなりません(42条4項)。

- a. 発明の詳細な説明により裏付けられていること
- b. 発明が明瞭かつ簡潔に記載されること

② 独立項と従属項

独立項と従属項を記載することができます(施行令 5 条 1 項)。

③ 従属形式の制限

従属項としては、多数項従属項(2 項以上に従属する従属項)を含めることができ、選択的な従属のみが許容されます。一方、多数項 - 多数項従属項(多数項従属項に従属する多数項従属項)は認められていません(施行令 5 条 6 項)。

④ 請求項の数

請求項の数は、発明の性質により適当な数でなければなりません(施行令 5 条 2 項)。

⑤ 請求項の記載形式

中国や欧州と異なり、2 段形式(ジエプソン形式)で記載することは要求されていません。

保護を受けようとする事項を明確にできるように、発明を特定するのに必要であると認められる構造、方法、機能、物質、又はこれらの結合関係等を記載しなければなりません(42 条 6 項)。

機能表現クレームやプロセス表現クレームも認められます。

(3) 必要な図面

発明の理解に必要な場合には、図面を提出しなければなりません(42 条 2 項)。

3. 単一性

特許出願は、1 の発明に係るものでなければなりません。ただし、一つの総括的発明の概念を形成する 1 群の発明については、1 件の特許出願に含めることができます(45 条)。

1 群の発明となる為には、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 請求された発明間に技術的相互関連性があること
- (2) 請求された発明が、同一であるか又は相応する技術的特徴を有していること(この場合、技術的特徴は、発明全体からみて先行技術に対して改善されたものでなければならない)

〔特殊な出願〕

1. 分割出願

1 つの特許出願に 2 以上の発明が含まれる場合には、出願当初の明細書

又は図面に記載された事項の範囲内で、その一部を分割することができます(52条1項)。

2. 変更出願

実用新案登録出願人は、実用新案登録出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲内で、実用新案登録出願を特許出願に変更することができます(53条1項)。

逆に、特許出願から実用新案登録出願への変更も可能です(実用新案法10条1項)。

3. 国内優先出願

特許を受けようとする者は、一定の期間内に、その特許出願する発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であって先にされた出願(以下、「先の出願」)の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明に基づいて優先権を主張することができます(55条1項)。

ただし、以下のいずれかの事情があるものを除きます。

- ①先の出願の出願日から1年が過ぎている場合
- ②先の出願が、分割出願又は変更出願である場合
- ③先の出願が、係属していない場合や、査定又は審決が確定している場合。

4. 外国語書面出願

上記のように、特許出願を英語で記載することもでき、この場合には優先日から1年2以内に、韓国語の翻訳文を提出しなければなりません(42条の3、規則21条の2、規則21条の3)。

5. 仮出願

仮出願は規定されていません。

6. 秘密特許

政府は、国防上必要な場合は、外国への特許出願を禁止し、又は発明者、出願人、若しくは代理人にその発明を秘密として取扱うべきことを命ずることができます。ただし、政府の許可を得たときは、外国に特許出願をすることができます(41条1項)。

〔出願審査〕

1. 概要

方式審査を経て実体審査が行われます。

実体審査については、審査請求制度が採用されています。

2. 方式審査

出願日の認定要件、及び出願書類の欠落の有無が審査されます。

3. 審査請求

何人も、審査請求を行うことができます(59条1項、2項)。

審査請求期間は、出願日から5年です(59条2項)。この審査請求期間は3年に短縮される予定です(2017年3月1日以降施行の改正法により改正予定)。

審査請求は、取り下げることができません(59条4項)。

4. 先行技術文献の提出

現在は、先行技術文献の提出義務はありません。

今後は、審査官は、優先権主張を伴う特許出願の審査に必要な場合には、優先権主張の基礎となる出願の審査結果を提出することを命じることが可能になる予定です(63条の3)(2017年3月1日以降施行の改正法により導入予定)。

5. 実体審査

(1) 補正期限

原則として、特許査定の際の謄本の送達前まで、いつでも補正が可能です(47条1項)。

① 時期的制限

ただし、最初の拒絶理由通知を受けた場合には、以下の場合に限り補正を行うことが可能です。

a. 最初の拒絶理由通知による意見書提出の指定期間内

b. 拒絶理由通知(職権再審査の通知前の拒絶理由通知を除く)に対する補正により発生した拒絶理由通知(最後の拒絶理由通知)における意見書提出の指定期間内

c. 再審査の請求時

② 内容的制限

新規事項追加を伴う補正は認められません(47条2項)。

また、上記b及びcのタイミングで行う請求の範囲の補正は、以下のいずれかに該当する場合にのみ認められます(47条3項)。

a. 請求項の限定、削除、減縮

b. 誤記の訂正

c. 明瞭でない記載の明確化

d. 新規事項追加の補正が行われた後、補正前の範囲に戻す補正

(2) 実体審査手続

①最初の意見書提出通知

審査官は、拒絶理由を発見した場合には、拒絶理由通知を発し、意見書を提出する機会を与えます(63条1項)。

②最後の意見書提出通知

補正によって生じた新しい拒絶理由が発見された場合には、いわゆる最後の拒絶理由が通知されます。

③拒絶決定

最後の意見書提出通知の発行後、拒絶理由が解消しない場合には、拒絶決定(日本の拒絶査定に対応)が発せられます(62条)。

④特許決定

審査官は、拒絶理由が発見できない場合には特許決定(日本の特許査定に相当)を発します(66条)。特許査定の送達を受けた日から3か月以内に特許年金を納付することにより、特許権が設定登録される。

⑤職権再審査

(2017年3月1日以降施行の改正法により導入予定)

審査官は、特許決定された特許出願に関して明白な拒絶理由を発見した場合には、職権で特許決定を取消し、その特許出願を再審査することが可能になる予定です(66条の3)。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- a. 背景技術の記載の欠落、請求の範囲の記載の形式的不備、単一性違反の場合
- b. 特許権が設定登録された場合
- c. 特許出願が取り下げられたり、放棄された場合

⑥付与後異議申立

(2017年3月1日以降施行の改正法により導入予定)

何人も、特許権の設定登録日から登録公告日以後6か月以内に、特許取消を申請することが可能になる予定です(132条の2)。

[審査結果に対する不服申し立て]

1. 再審査

出願人は、拒絶決定の謄本の送達を受けてから30日以内に、明細書等の補正を同時に行うことを条件に、再審査を請求することができます(67条の2第1項)。

特許出願人は、再審査の請求と共に意見書を提出することができます

(67条の2第2項)。

2. 拒絶決定に対する審判

出願人は、拒絶決定に不服がある場合、拒絶決定の謄本の送達日から30日以内に、拒絶決定に対する審判を請求することができます(132条の17)。

3. 裁判所への上訴

拒絶決定に対する審判において、拒絶決定を維持する審決を受けた審判請求人は、一定期間内に特許法院に審決取消訴訟を提起することができます(186条1項)。

特許法院の判決に対しては、判決を受けてから2週間内に最高裁に相当する大法院に上告して争うことが可能です。

〔備考〕

1. 根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

改正特許法(2016年3月29日公布)(2016年6月30日施行)

特許法施行規則(2015年12月31日公布)

特許法施行令(2015年8月19日公布)

2. 参考文献等

外国産業財産権制度情報(特許庁)

外国特許制度【アジア編】(齊藤達也編著、発明協会、2009年11月)